

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : (株) タケイ
業者の住所 : 岡山県岡山市南区米倉 1 2 3 - 7
- 2 指名停止措置期間 : 平成21年10月30日～平成21年11月29日 (1ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域

4 事実概要

(株) タケイは、岡山市発注の「市営鹿田町駐車場大規模修繕工事」において、適正な施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかった。

このことが、建設業法第24条の7の規定に違反するとして、平成21年9月18日、岡山県知事から営業停止処分(7日間)を受けた。

5 指名停止措置理由

(株) タケイが、建設業法に違反し岡山県知事より営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第12号(建設業法違反行為)に該当するものである。

(参考)

＜工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2＞

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 12 関係区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026